

介護保険 住宅改修の手引き



令和8(2026)年3月 改訂

山口市

目 次

1 介護保険制度における住宅改修費支給制度について(概要).....	1
2 対象要件.....	1
3 対象となる住宅改修の種類(平成11年3月31日 厚生労働省告示第95号).....	1
4 支給限度基準額.....	2
3段階リセット、転居リセット.....	2
5 支払方法.....	3
6 住宅改修における申請の流れ.....	4
7 住宅改修の種類について.....	6
手すりの取付け.....	6
段差の解消.....	7
滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更.....	8
引き戸等への扉の変更.....	9
洋式便器等への便器の取替え.....	10
8 事前申請時の提出書類と留意点(チェック表).....	11
9 支給申請時の提出書類と留意点(チェック表).....	22
10 住宅改修事前申請時のリハビリテーション専門職との訪問点検について.....	26
11 住宅改修Q&A.....	27
12 住宅改修援助事業について.....	28
13 様式について.....	29

1 介護保険制度における住宅改修費支給制度について(概要)

要介護(要支援)認定を受けている方が、できるだけ自宅で自立した生活を送ることができるように必要な住宅改修を行った場合、支給限度基準額内でかかった費用のうち、保険給付分が保険者より支給される制度です。

支給を受けるためには、事前(改修前)に市に申請を行い、承認を得ていることが必要になります。

住宅改修は、被保険者(利用者)の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

2 対象要件

下記の要件をすべて満たしている方が、保険給付の対象となります。

- (1)要介護(要支援)認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内である*¹。
- (2)住民票の住所と実際に生活している場所が同一である。
(介護保険被保険者証に記載の住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象外)
- (3)本人が在宅である(入院・入所・外泊は不可)*²。
- (4)改修内容が介護保険制度の支給対象であり、本人の身体状況や住宅の状況により必要と認められる(事前申請で承認を得ている)改修である。

*1 介護認定申請中の申請について

事前申請をすることは可能ですが、認定結果が「非該当」の場合は、住宅改修の保険給付を受けることはできず、全額自己負担となります。

*2 入院中や施設入所中の申請について

退院や退所をする日が決まり、在宅生活へ移行することが確実な場合は、事前申請することは可能です。その場合は、理由書に必要性を明記してください。事前承認を受けた後、退院・退所できなかった場合や住宅改修をした住宅で生活をされない場合は、住宅改修の保険給付を受けることはできず、全額自己負担となります。

3 対象となる住宅改修の種類(平成 11 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 95 号)

保険給付の対象となる住宅改修は、以下のとおりです。

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※詳細は「7. 住宅改修の種類について」(P6～10)参照

4 支給限度基準額

居宅介護住宅改修費の支給限度基準額：同一住宅で**20万円**

要介護状態区分にかかわらず、支給限度基準額は20万円です。このため、20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる工事費用の9割(8割・7割)を支給します。被保険者は、支給限度基準額(20万円)までの範囲内でかかった対象となる工事費用の1割(2割・3割)と基準額を超える場合は超えた金額を負担します。

また、転居した場合や要介護状態が著しく重くなった場合にリセットがあります。

3段階リセット

※この例外は1回限り！

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、3段階以上「介護の必要性の程度」の段階が上がった場合は、1回に限り、再度、支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることができます。

「介護の必要性の程度」の段階	初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護等状態区分
第6段階	要介護5	× 3段階リセット非該当
第5段階	要介護4	
第4段階	要介護3	
第3段階	要介護2	要介護5
第2段階	要支援2 又は 要介護1	要介護4以上
第1段階	要支援1 又は 経過的要介護 (H18.4.1以前は要支援)	要介護3以上

転居リセット

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能です。

3段階リセットは転居後の住宅のみに着目して適用します(転居リセットが優先)。

転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。

なお、同じ場所に住宅を立て直した場合は、転居リセットの対象外です。

5 支払方法

支払方法には、「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の2種類があります。通常は、償還払い方式となります。受領委任払い方式を希望する場合、施工業者の同意を得て事前に申請書を提出し、市の承認を得る必要があります。

制度名	内容
償還払い	工事完了後、いったん費用の全額を施工業者に支払っていただき、その後、自己負担分(1割、2割または3割)を除く保険給付分(9割、8割または7割)を市から利用者に支給します。
受領委任払い	工事完了後、自己負担分(1割、2割または3割)のみを施工業者に支払っていただき、その後、保険給付分(9割、8割または7割)を市から施工業者に直接支払います。 【必要書類】「介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請書(兼)委任状」 ※希望される場合は、事前申請時に提出が必要です。 【注意事項】 <u>介護保険料を滞納されている方は利用できません。</u>

【生活保護受給者の受領委任払いについて】

生活保護を受給されている方は、住宅改修の必要が生じたら、まず担当のケースワーカーに相談してください。申請手続きは、福祉事務所経由で行うこととなります。生活保護受給者の方は、原則として受領委任払いでの申請になります。

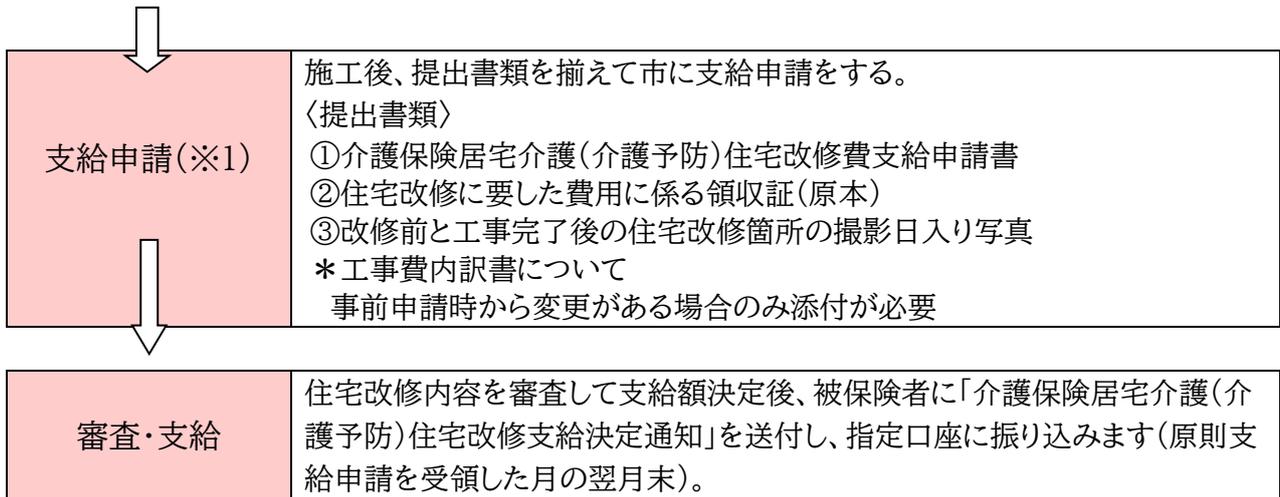
《生活保護受給者の受領委任払いが選択できない場合》

- (i) 入院・入所中の要介護者が退院・退所に際して住宅改修をする場合
- (ii) 事前申請時に要介護(要支援)認定の結果が判明していない場合

上記のいずれかに該当する場合は、受領委任払いが選択できません。従来どおり、償還払い方式となります。

6 住宅改修における申請の流れ

<p>介護支援専門員 (ケアマネジャー) 等に相談</p>	<p>担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)等に相談する。 ※申請時に必要な「住宅改修が必要な理由書」を作成できる者は有資格者に限られます(P12参照)。</p>
<p>工事見積り・ 業者決定</p>	<p>施工業者に見積りを依頼する。 (複数の施工業者に見積り依頼し、比較・検討後に決定することをお勧めします。)</p>
<p>事前申請</p>	<p>提出書類を添えて、市に事前申請をする。 〈提出書類〉 ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書 ②住宅改修理由書(P1,P2) ③工事費見積書(内訳書) ④撮影日が入った住宅改修予定箇所の写真及び改修後の状態を記した撮影日入りの写真 ⑤平面図やカタログ等 *住宅改修の承諾書(当該住宅の所有者が被保険者でない場合) *介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請書(兼)委任状(受領委任払いを希望する場合)</p>
<p>承認</p>	<p>「住宅改修事前申請承認通知」を被保険者宛に送付する。 ※「介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請書(兼)委任状」の提出があった方へは、「介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払い決定のお知らせ」を被保険者宛に送付し、事業者へは、「介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払い通知書」を送付します。</p>
<p>施工・完成</p>	<p>事前申請の承認を受けて着工する。 <u>※やむを得ず工事内容の変更が必要となる場合は、着工前に介護保険課へ必ずご相談ください。事前に連絡がない場合、支給対象外となる場合があります。</u></p> <p>※事前承認後の変更について 住宅改修は事前申請制であるため、<u>無断で改修内容の変更を行うことは原則認められません。</u> 住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと介護保険支給の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前に介護保険課までお問い合わせください。 なお、見積もり段階では予測し得なかった事情(取り付け箇所の強度不足等)により改修内容の変更が生じた場合も、改修前に介護保険課まで必ずお問い合わせください。</p> <p>※事前承認後、着工を取りやめた場合 何らかの理由で、着工を取りやめた場合は、介護保険課へ連絡をお願いします。</p>



※1 支給申請(施行後の事後申請)について
 マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン申請を行うことが可能です。
 詳細については下記ウェブサイトをご確認ください。
 (オンライン申請を行うには被保険者のマイナンバーカードが必要です。)

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form
 <マイナポータル 手続の検索・電子申請(ぴったりサービス)>



① 「山口県」「山口市」を選択



② <カテゴリ> <高齢者・介護> で検索

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

マイナンバーカード必須 電子申請可
 受付開始日 2019年04月01日

介護保険の認定を受けている方が、その心身の状況や住宅の状況に照らし、手すりの取付け等の住宅改修を行った場合に申請を受け付けています。ただし、山口市では住宅改修着工前に事前申請書を提出する必要があります。事前申請の承認通知後に着工し、完成後に支給申請を行うことができます。※承認通知前に着工された場合、支給できません。

[詳しく見る](#)

③居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請



手続の検索・電子申請
 (ぴったりサービス)

7 住宅改修の種類について

手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置

付帯工事

手すりの取付けのための壁の下地補強

【参考事例】

<p>保険支給の 対象工事</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内の手すり(居間、トイレ、浴室、玄関等) ・敷地内の手すり(玄関ポーチ、門扉までの通路等) ・下駄箱の手すり取付け(手すりの安全性を確認できる場合に限る) ・既存手すりの撤去費(付け替え・移設の場合に限る) ・手すりの付け替え・移設(身体状況の変化等による場合のみ) ・手すりの取付けにねじを使用せずに、固定剤(エポキシ剤)による取付けを行った場合 ・窓の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方がはねあげ式になっている可動式の手すり <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付けのための壁の下地補強
<p>保険支給の 対象外工事</p> <p style="text-align: center;">×</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅等の共用部分の手すり(ただし、貸主の承諾があり、動線上であれば可) ・敷地外の手すり ・単に老朽化が原因の手すりの取替え ・手すり取付けの場合で、既存設置物(タオル掛けやペーパーホルダーなど)の移設相当費用 ・家具等への手すりの取付け(下駄箱等の固定されていない家具への取付け) ・両側が可動式で取り外し可能な手すり ・シャワーフック付きの手すり ・トイレ用棚付き手すり(棚を手すりとして使用するもの)



段差の解消

敷居を低く(撤去)する、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等の工事を伴う居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜の解消

付帯工事

浴室の床の段差解消に伴う給排水工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

【参考事例】

<p>保険支給の 対象工事</p> <p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各居室の敷居を低く(撤去)する工事 ・段差部にスロープ・踏み台を固定設置する工事★ ・浴室の洗い場のかさ上げ工事 ・敷石をコンクリートスロープにする工事 ・居室、廊下をバリアフリーにする工事 ・階段の勾配を緩やかにする工事 ・浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事★ (浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものにするために行うシステムバスの購入設置) ・居室の掃き出し窓にスロープを設置する工事 ・傾斜の解消 <div style="text-align: right;">  </div> <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵の設置(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置) ・段差解消のため、敷居を低くする工事を行ったが扉と床の間に隙間ができたため、扉を交換する工事又は扉を延長する(隙間を埋める)工事 ・スロープを設置するための床の解体・撤去費用 ・浴槽の取替えに伴い、給湯器を交換しなければ使用できない場合の給湯器の取替え工事
<p>保険支給の 対象外工事</p> <p>×</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 ・昇降機や段差解消機・リフトなどの機器を設置する工事 ・システムバスに付属のシャワー、シャワー金具、蛇口は対象外 ・システムバスに取替えの際の電気工事 ・転落防止柵の単独の工事

(★・・・カタログ添付が必要)

※取付工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。着脱できないように固定する場合は、住宅改修の対象となります。

滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更など

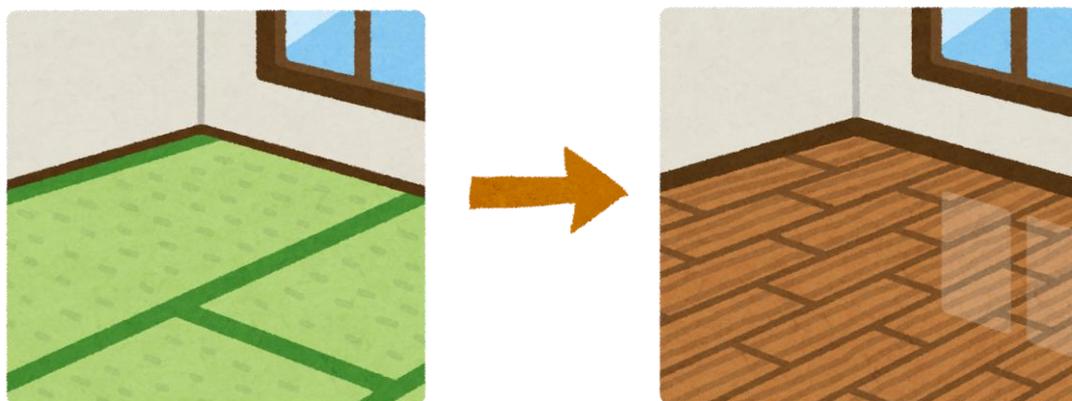
付帯工事

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の路盤の整備

【参考事例】

<p>保険支給の対象工事</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畳から板製床材・ビニル製床材等への変更(転倒防止のために板製床材へ変更する場合は、すべりにくい加工が施してあるもの★) ・転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳に変更(同様の機能を有するものを含む★) ・浴室の床材を滑りにくい床材に変更★ ・屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更(コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装など) ・階段の滑り止めのゴムを取り付ける工事★ ・滑り防止のための床材の表面加工(溝をつける) ・石やタイル、木材等に滑り止めの塗料を塗布する工事で微細な穴が開き、表面張力により滑りにくくする改修(ただし、効果の持続性が3～5年と見込まれるため、妥当性、必要性を検討し判断すること。) ・移動の円滑化のための土舗装の転圧などの加工 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路盤の整備 ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強
<p>保険支給の対象外工事</p> <p style="text-align: center;">×</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り換える工事 ・老朽化や物理的・化学的な摩耗・消耗を理由とする工事(床の修理・修繕にあたるため) ・浴室に滑り止め機能があるマットを敷くこと

【★・・・カタログ(「滑りにくい」等表記があるもの)添付が必要】



引き戸等への扉の変更

移動の円滑化を目的とした、開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置などがあります。

付帯工事

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事も支給対象となる

【参考事例】 ★既製品を用いる場合は、カタログ添付が必要

○ 保険支給の 対象工事	<ul style="list-style-type: none">・開き戸から引き戸、折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等への取替え・重い引き戸から開閉が容易な引き戸への取替え・扉の開き方を変更する改修・ドアノブの変更、戸車の設置、吊元の変更・門扉の引き戸等への取替え・扉の拡幅(利用者の身体状況により扉の使用に支障があると認められる場合に限る)・扉からカーテンへの取り替え(利用者の身体状況と居室状況(プライバシー、室温、耐久性等)を考慮すること。その場合、扉枠の撤去とカーテンレールの取付けは付帯工事となる) <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事・取替えの際に不要となった扉の撤去費用及び処分費用
× 保険支給の 対象外工事	<ul style="list-style-type: none">・防犯対策として安全上の理由からの扉の取替え・自動ドアに取り替えた場合の動力部分相当費用・引き戸等の新設(ただし、扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可)・雨戸の取替え



洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更等工事を伴う便器の取替え

付帯工事

便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更も対象

【参考事例】 ★新しく様式便器を設置する場合はカタログの添付が必要

<p>保険支給の対象工事</p> <p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器から洋式便器への取替え ・和式便器から腰掛式水洗便器(洋式)への取替え(右図) ・和式便器から暖房や洗浄機能が一体型の洋式便座への取替え ・利用者の身体状況に合わせ、洋式便器をかき上げる工事 ・利用者の身体状況に合わせ、便座の高さが高い(低い)洋式便器に取り替える場合 ・洋式便器の向きを変える工事 ・現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取替えの際に不要となった便器の撤去費用及び処分費用 ・便器の取替えに伴う床材の変更 ・便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く) 	
<p>保険支給の対象外工事</p> <p>×</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補高便座を用いて座面の高さを高くする場合(福祉用具購入の支給対象) ・和式便器の上に置く簡易型「腰掛便座」(腰掛け便座として福祉用具購入の支給対象) ・電気工事 ・既存の洋式便器の便座を洗浄機能等のある便座に取り替えた場合 ・現在使用している和式便器をそのまま残し、別の場所に洋式トイレを新たに設置する場合 	



8 事前申請時の提出書類と留意点(チェック表)

① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書

<input type="checkbox"/> 被保険者氏名・住所	被保険者証記載のものと一致している。
<input type="checkbox"/> 住宅の所有者	住宅の所有者と被保険者が違う場合は「住宅改修の承諾書」が必要。
<input type="checkbox"/> 着工予定日	事前申請書の提出日から起算し、10日以上(土日祝日含む)に設定。
<input type="checkbox"/> 改修予定費用	改修の見積額を記入。
<input type="checkbox"/> 申請者署名欄	記名で可。押印不要。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書

*この申請以降に申請内容及び提出書類に変更があった場合は、速やかに申し出ること

ふりがな	やまぐち はな	保険者番号		3	5	2	0	3	9			
被保険者氏名	山口 はな	被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
生年月日	明・大(昭) 10年 1月 1日	性別	男・女									
住所	〒 753-8650 山口市龜山町2番2号 電話番号 083-934-0000											
	住宅の所有者	山口 健太 本人との関係(夫)										
改修の内容・箇所及び規模	玄関・廊下・トイレ内の手すり 各1箇所 居室床面の段差解消									業者名	〇〇工務店	
										着工予定日	令和3年4月25日	
改修予定費用	194,400 円											
山口市長 様 上記のとおり提出書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修の事前申請をします。 令和●年●月●日 申請者 住所 山口市龜山町2番2号 氏名 山口 はな 電話番号 083-934-0000												
事前申請の確認連絡先	被保険者 ケアマネジャー・施工業者・その他									氏名 山口 外郎 電話番号 083-934-1111		

〈提出書類〉

- 住宅改修理由書 工事費見積書 改修前の日付入り写真(a) (a)に完成予定図を記入したもの
住宅の所有者の承諾書(当該住宅の所有者が被保険者でない場合) 平面図
カタログ(コピー可) (段差の解消・滑りにくい床材の変更・扉の変更・便器の取替えて既製品を用いる場合は必須)
介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任承認申請書(兼)委任状(受領委任払いを希望する場合)

事前確認欄 (山口市記入)	要介護度(着工予定日時点): 申請中・支1・支2 介1・介2・介3・介4・介5	書類確認印		
確認日 令和 年 月 日	認定有効期間:			
改修の種類	対象工事	備考	改修履歴	支給済額(申請額)
(1) 手すりの取付け	全部 一部		<input type="checkbox"/>	
(2) 段差の解消	全部 一部		<input type="checkbox"/>	
(3) 床材等の変更	全部 一部		<input type="checkbox"/>	
(4) 扉の取替え	全部 一部		<input type="checkbox"/>	
(5) 洋式等への便器の取替え	全部 一部		<input type="checkbox"/>	
(6) 付帯工事	全部 一部		<input type="checkbox"/>	
支給限度基準額は20万円です。 リセットの有無… 3段階以上重くなった場合・転居した場合				

② 住宅改修理由書 P2

<input type="checkbox"/> ①改善しようとしている生活動作	今回の住宅改修で改善を必要とする動作の全てにチェック。
<input type="checkbox"/> ②①の具体的な困難な状況	<p>生活動作で困っていること、問題点について状況や介護の現状を具体的に記載。</p> <p>・本当は「・・・したい」が、実際には、「・・・しかできない」ので、「・・・について困っている」というように具体的に記載。</p> <p>・改善する行為に限定したコメントを記載。</p> <p>・生活のどの場面、どの動作が本人にとって大変なのか、動作の流れに沿ってひとつずつ見極めること。</p> <p>※段差記入時は、「浴室入口段差(○cm)」のように具体的な数値を記入。</p> <p>※既存のものが設置されている場合、本人の身体状況では使うことができない理由を記入。また、既存のものと一緒に使用する場合は、一連の動作の流れをより具体的に記入。</p>
<input type="checkbox"/> ③改修目的・期待効果・改修の方針	<p>①②の問題点をふまえ、改修目的項目をチェック。</p> <p>各行為の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方法を記載。</p>
<input type="checkbox"/> ④改修項目(改修箇所)	<p>・様々な角度から検討し、決定された改修項目をチェックし、詳細な内容を記載。</p> <p>・場所だけではなく、取付箇所、手すりの形状、本数を記入。</p> <p>【手すりの取付け記載例】</p> <p>×「玄関 2本」 ○「玄関たたき壁面 横1本 玄関上がり框壁面 縦1本」 など</p>

住宅改修理由書 P2

記入例

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(・・・なので・・・で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(・・・することで・・・が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄 <input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便座からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	居室からトイレへの移動は、杖歩行だが歩行のバランスが若干不安定で見守りが必要。便座からの立ち上がりの際に、把持するものがないため、介助が必要。	<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付け (玄関上がり框横 縦手すり)) <input type="checkbox"/> (廊下 横手すり)) <input type="checkbox"/> (トイレ壁 縦手すり)) <input type="checkbox"/> ()) <input type="checkbox"/> ())
入浴 <input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (居室床のかさあげ)) <input type="checkbox"/> ()) <input type="checkbox"/> ())
外出 <input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	玄関上がり框に○cmの段差があり、昇降時の動作が不安定で転倒の危険がある。何かつかまるものがあれば、自力での外出動作は可能である。	<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ()) <input type="checkbox"/> ()) <input type="checkbox"/> 硬器の取替え ()) <input type="checkbox"/> ())
その他の活動 居室から台所、廊下への移動	居室の床面が○cm低く、廊下や台所の移動の際、つまづくことが多い	<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ()) <input type="checkbox"/> ()) <input type="checkbox"/> ()) <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> ()) <input type="checkbox"/> ())

③ 工事見積書(内訳書)…参考様式であるため自社の様式も可。

※住宅改修を被保険者またはその家族が行う場合は、購入予定先の業者(店舗)が発行する見積書で可。
(内容によっては、部品の購入予定金額がわかるカタログの写しを求める場合があります)

<input type="checkbox"/> 宛名	見積書宛名は被保険者名をフルネームで記入。
<input type="checkbox"/> 事業者	代表者名、担当者名、連絡先を記入(社印や代表者印省略可)。
<input type="checkbox"/> 住宅改修の種類	住宅改修の種類を番号で記入。
<input type="checkbox"/> 写真等番号	工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記入。
<input type="checkbox"/> 名称・内容	<p>・給付申請に係る工事については、材料費と工賃及び諸経費を適切に区分し、改修の種類ごとに箇所、数量、単価等具体的に記入(〇〇一式は不可)。</p> <p>・材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記入。材料名等は極力専門用語を避け、わかりやすい表記にする。(例:PB=石膏ボード、SUS=ステンレスなど)</p>
<input type="checkbox"/> 介護保険対象部分	<p>・工事見積書に支給対象外の工事が含まれている場合、介護保険支給対象となる部分の抽出、按分等適切な方法により対象部分の費用を明示。</p> <p>「手すりの取付け」注意点</p> <p>・3メートルの手すりを切って数カ所に使用する場合は、各箇所の手すりの長さを記載する。一式は不可。 (※介護保険支給対象で認める工事費用の範囲(対象部分)は、実際の手すりの長さ及びその取付け工事に必要な範囲に限る。)</p> <p>「システムバスへの改修」注意点</p> <p>・システムバスへの改修のうち、床面の段差解消のみを対象とする場合、内訳から床にかかる経費を按分し、その割合で算出する。工事費用について按分による算出ができない場合は、保険給付の対象とならない。 ※按分の算出根拠として、システムバスの内訳書(浴槽・床・扉・天井・壁・窓・手すり等の内訳を明記)を添付する。</p> <p>※諸経費について 諸経費の範囲の判断は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくことになります。諸経費として計上している金額の内訳については、見積書や内訳書において、必ずしも明確にしておく必要はありませんが、利用者から説明を求められた際は、内訳の詳細を明示する必要があります。</p>

見積書記入例：介護保険支給対象工事のみの場合

山口 はな 様 邸

事業者 所在地 山口市〇〇通り1-1-1
 名称 〇〇工務店
 代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇
 連絡先 083-934-2000
 担当者名 〇〇 太郎

住宅改修工事見積書(内訳書)

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	内容(仕様)	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(1)	①	トイレ	手すり	手すり	AB社 Z-123木製(金属ステンレス製)	〇	m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	L=60cm
(1)				エンドキャップ	GD社 X46	〇	個	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
(6)			壁	下地補強板	EFG社 YY117 100×50 L=900	〇	枚	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
(1)				施工費		〇	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
(1)				小計					〇〇〇〇	
(3)		和室・DK	撤去	畳撤去・処分		〇〇	m ²	□□	□□□□	
(3)	②		床	フローリング	HJ社 △△△	□	m ²	□□	□□□□	カタログ添付
(3)				施工費		□	式	□□	□□□□	
(3)				小計					□□□□	
(3)(5)		トイレ	撤去	既存和式便器・保タイル撤去工事費		〇〇	m ²	□□	□□□□	
(3)	③		床	床:クッションフロア材	KLM社 QQ123 合板 t=12mm下地共	〇	m ²	〇〇〇	〇〇〇〇	
(3)				床貼り施工費		〇	式	〇〇〇	〇〇〇〇	
(5)	④		便器	洋式便器	NOP社 aique123	1	個	〇〇〇	〇〇〇〇	カタログ添付
(5)				便器取り付け施工費		〇	式	〇〇〇	〇〇〇〇	
(5)			給排水工事	給排水管接続工事費		〇	m	〇〇〇	〇〇〇〇	
				小計					〇〇〇〇	
				小計					〇〇〇〇	
				諸経費		〇	%		△△△	
				合計					□□□□	
				消費税		10	%		〇〇〇	
				総合計					△△△△	

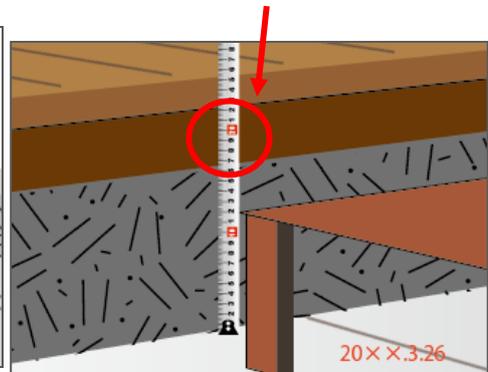
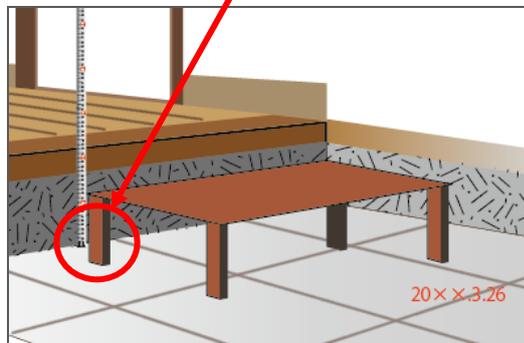
(※1) 住宅改修の種類：(1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他 付帯工事
 (※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

段差の解消

- ・段差にはメジャーの先端が床に付いている状態が写るようにし、段差の高さがわかるように撮影(目盛りが読めない場合は近接写真も必要)。
- ・踏み台の設置: 寸法(高さ〇cm、奥行き〇cm、幅〇cm)を設置予定図に記入。
- ・敷居の撤去: 敷居にメジャーをあてて両側から撮影。
- ・床のかさ上げ(下げ): 段差のある箇所(片側しか段差がない場合は片側のみで可)にメジャーをあて、設置予定箇所の全体を撮影。
- ・段差が複数ある場合(階段、既設の踏み台等)は、それぞれの段差にメジャーをあて別途撮影。
- ・システムバスの改修: 浴槽を段差解消工事とする場合は、浴槽の内・外の寸法がわかるようメジャー等を使用し、数値を明確にする。浴槽に傾斜がある場合、水平器等をあて、高さがわかるようにする。

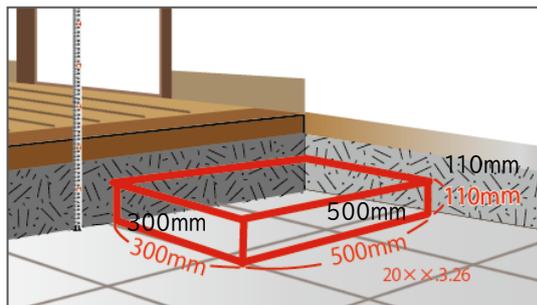
<改修前>

メジャーの先端が床に付いている状態で撮影し、目盛りが読めない場合は近接写真も撮影する。



<完成予定図>

寸法を記入する。



床材の変更

- ・改修予定箇所の範囲がわかるように撮影し、床材変更箇所を斜線等で図示。
- ・屋外通路の路面変更工事は、始点と終点の境を明確に図示(曖昧な図は不可)。

扉の取替え

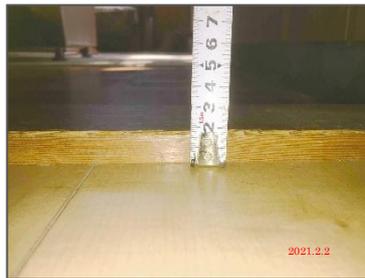
- ・扉の内開き、外開き、開き勝手の変更など、工事内容に合わせて、それぞれ工事前の扉の位置や状況が分かるように撮影し、図示。
- ・引き戸や吊り戸の場合は、レール部分を図示。

【メジャーのあて方参考事例】

:改修前と同様に改修後も段差が解消したことがわかるようにメジャーをあて撮影する。

敷居の撤去

敷居にメジャーをあて両側から撮影する。



段差解消
(浴槽の取替え)

浴槽の外側と内側の浴槽の縁に水平器等をあて、メジャーで高さ
がわかるよう撮影する。



⑤ 平面図やカタログ等

□平面図の
要否を確認

・居室や浴室内など室内に1本の手すりを設置する場合や浴槽、便器の取替え等の改修であれば、省略可。ただし、複数の手すりを設置する場合や1本であっても居室からトイレまでなど部屋間を移動する際に、通路に手すりを設置する場合には、平面図が必要。

□平面図
記入例

・手すり設置個所に、番号を付け、赤などで分かりやすく図示。
 ・L型(字)手すりの場合、L型(L字)と記入。
 ・縦手すりは、●などの印をつける。
 ・既存手すりやレンタル手すりがある場合は図示。
 ※2階(階段含む)の改修について
 居住空間として利用している場合や、物干し等のために2階への上り下りが日常生活動線に含まれると認められる場合に限り、2階や階段部分の改修が可能。その際は、理由書に「2階に改修が必要な理由(生活状況や1階に移せない理由)を明記し、あわせて2階の図面も添付をする。



□カタログ

・以下の改修で既製品を使用する場合は、仕様、寸法のわかるカタログ等に該当箇所がわかるよう印をつける。

- 段差の解消(手すり付踏み台も含む)
- 滑りにくい床材の変更(「滑りにくい」等の表記があるもの)
- 扉の交換
- 便器の取替え 等

***住宅改修の承諾書(当該住宅の所有者が被保険者でない場合のみ)**

<input type="checkbox"/> 承諾書の要否	<ul style="list-style-type: none"> ・改修をすることについて、所有者より<u>施工前</u>に承諾を得る。 ・所有者が共有名義の場合は、共有名義人の承諾書も必要。 ・登記上の所有者が死亡された場合は実質的な所有者で判断する。 ・住宅改修する住居が賃貸等の場合は、家主に承諾書を依頼する。 ・市営住宅の場合は、市建築課の許可を得る。
<input type="checkbox"/> 住宅所有者	・署名または記名+押印。
<input type="checkbox"/> 住宅改修を行う住宅(所在地)	・住宅所有者の住所と違う場合のみ記入。
<input type="checkbox"/> 住宅改修を行う者(氏名)	・記名で可。

《記入例》

令和 ● 年 ● 月 ● 日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 山口市亀山町2-2

氏 名 山口 健太 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、下記表示の住宅に、下記の者が「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

1. 住宅改修を行う住宅 (所在地)

住宅所有者の住所と同じ

2. 住宅改修を行う者(氏名)

 山口 はな

* 介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請書(兼)委任状(受領委任払いを希望する場合)

<input type="checkbox"/> 事前説明	・事前に介護保険料に滞納がない場合のみに利用できることを、被保険者や家族に説明する。 ・生活保護受給者は、事前に地域福祉課の担当者に相談し、改修をすることについて、了承を得る。 (申請書は「様式第2号」を使用し、地域福祉課担当者名の記入が必要)。
<input type="checkbox"/> 被保険者	・記名で可。
<input type="checkbox"/> 事業所	・代表者が署名すれば、押印不要。署名でなければ、記名押印する。

【様式第1号】

介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払い承認申請書(兼)委任状

(あて先) 山口市長

私は、介護保険(住宅改修費・福祉用具購入費)の請求及びこれに基づく給付金を受領する権限を下欄の事業者に委任し、受領委任の承認を受けたいので申請します。

なお審査の結果、不承認となった場合は、介護保険(住宅改修費・福祉用具購入費)の支給が償還払いとなることを承諾します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

申請者(兼)委任者 住所 山口市亀山町2番2号

(被保険者) 氏名 山口 はな

電話番号 083-●●●-△△△△

被保険者番号 (0123456789)

被保険者からの委任事業者の同意書

山口市から支給される上記被保険者に係る介護保険(住宅改修費・福祉用具購入費)の請求及びこれに基づく給付金の受領に関する権限について、被保険者から委任を受けることに同意します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

受 任 者 所在地 山口市豎小路●●●番地

(事業所) 名称 ABC 工務店

代表者氏名 龜山 太郎 (※)

電話番号 083-△△△-〇〇〇〇 (担当者氏名) 近藤

(※) 代表者が手書きしない場合は、記名押印(法人代表者印)してください。

【承認の要件】

- ・介護保険料に滞納がない方

市記入欄

保険料の納付状況	審査結果			
滞納保険料 有 ・ 無	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 (理由)			
上記のとおり決定してよろしいか。 令和 年 月 日	課 長	主 幹	介護給付担当	担当者

9 支給申請時の提出書類と留意点(チェック表)

① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	
<input type="checkbox"/> 着工日	・「認定有効期間内」かつ「事前申請承認通知の決定年月日以降」
<input type="checkbox"/> 完成日	・「着工日以降」かつ「申請日以前」
<input type="checkbox"/> 改修費用	・「領収書」および「内訳書」の総額と一致。 (受領委任払いの場合は、被保険者負担分だけでなく全額)
<input type="checkbox"/> 申請者	・申請書を提出する日を記入。 ・被保険者が死亡の場合は、相続人の氏名を記入。 ※「介護保険給付費の受領に関する申立書」の提出が必要。
<input type="checkbox"/> 変更点	・変更点を具体的に記入(変更がある場合は事前に連絡をすること)
<input type="checkbox"/> 口座情報	・ゆうちょ銀行の場合:記号・番号ではなく、通帳の表紙をめくった見開き下部の3ケタの店名と7ケタの口座番号を記入。 ※訂正する場合は、訂正箇所にも二重取消線を引き、その付近に申請者の訂正署名(フルネーム)を記入または訂正印を押印。
<input type="checkbox"/> 委任状	・口座名義人が、被保険者と異なる場合のみ、記入。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書												
着工日	令和●年●月●日	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9									
完成日	令和●年●月●日	改修費用	194,400 円									
山口市長 様 当該事前申請・確認工事(表面)について提出書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 令和●年●月●日 申請者 住所 山口市道山町2番2号 氏名 山口 はな 電話番号 083-934-0000												
事前申請からの変更点	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(●月●日に介護保険課へ連絡済) <small>※連絡なく変更された場合は、支給対象外となる場合があります。</small> トイレ内の横手ナリと縦手ナリに変更。費用の変更なし。											
(提出書類) <input type="checkbox"/> 改修に要した費用に係る領収書(原本) ※「住宅改修支給申請書」押印後、返却します。 <input type="checkbox"/> 改修後の日付入り写真 <input type="checkbox"/> 工事費内訳書(事前申請時から変更がある場合のみ必要)												
居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記口座に振り込んでください。												
金融機関名	ゆうちょ	支店名	五五八									
口座番号	1 2 3 4 5 6 7 0 0 0 0 0 0 0	口座名義人	山口 太郎									
種別	普通	当座										
※上記記載の振込口座名義人が被保険者氏名と異なる場合は、下記委任状の欄へ記入が必要です。												
山口市長 様 私は、山口市から支払われる居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する権限を下記の者に委任いたします。 令和●年●月●日 委任者(被保険者) 住所 山口市道山町2番2号 氏名 山口 はな (※) (※) 委任者が手書きしない場合は、記名押印してください。 受任者(続柄: 太郎) 住所 山口市道山町2番1号 氏名 山口 太郎												
(山口市記入欄) 要介護度 認定有効期間 <table border="1"> <tr> <td>支給該当改修費用 (上限:20万円-支給済申請額)</td> <td>支給決定額 (支給該当改修費用*0.9、0.8又は0.7)</td> <td>備考欄</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>(円未満四捨)</td> </tr> <tr> <td>(申請済金額)</td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> </table>				支給該当改修費用 (上限:20万円-支給済申請額)	支給決定額 (支給該当改修費用*0.9、0.8又は0.7)	備考欄	円	円	(円未満四捨)	(申請済金額)	(円)	
支給該当改修費用 (上限:20万円-支給済申請額)	支給決定額 (支給該当改修費用*0.9、0.8又は0.7)	備考欄										
円	円	(円未満四捨)										
(申請済金額)	(円)											

② 住宅改修に要した費用に係る領収証

<input type="checkbox"/> 様式	・原本を提出。 (支給申請受付後「介護保険住宅改修費申請済」のゴム印を押し、返却します) ※生活保護受給者の場合:領収証は支給申請時には不要。
<input type="checkbox"/> 宛名	・被保険者氏名を記入。
<input type="checkbox"/> 年月日	・工事完成日以降を記入。
<input type="checkbox"/> 事業所印	・施工業者の会社印を押印。

・事前申請で承認された金額と同額である(変更があり連絡済の場合を除く)

①償還払い

例:改修金額(税込)240,000円、支給限度額200,000円、負担割合1割の場合

領 収 証

令和●年●月●日

山口 はな 様

金 額 240,000 円 (税込)

但し 介護保険住宅改修費として



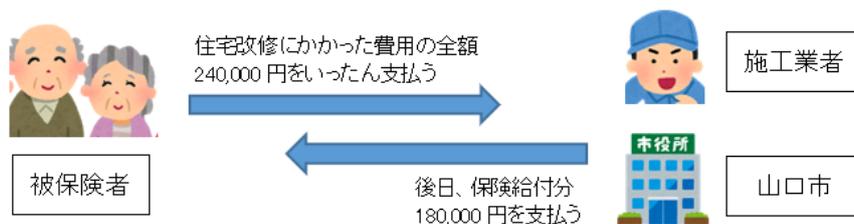
収入印紙

会社印

事業所(施工業者)所在地 _____

事業所(施工業者)名称 _____

被保険者はいったん10割を支払い、後日、市が9割(180,000円)を被保険者名義の口座に支給



②受領委任払い

例:改修金額(税込)135,331円、支給限度額200,000円、負担割合2割の場合

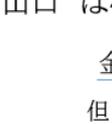
領 収 証

令和●年●月●日

山口 はな 様

金 額 27,067 円 (税込)

但し 介護保険住宅改修費として(2割負担分)
全額:135,331円



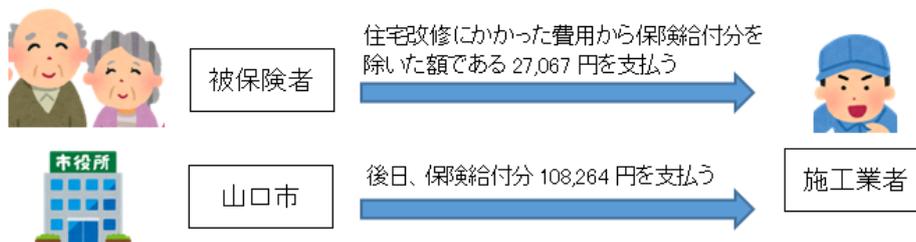
収入印紙

会社印

事業所(施工業者)所在地 _____

事業所(施工業者)名称 _____

被保険者は2割(135,331円×2割=27,066.2 小数点切上)を支払い、後日、市が8割(108,264円)を施工業者名義の口座に支給



③介護保険対象外費用がある場合
住宅改修の支給対象外工事を含む場合や、支給限度額を超えた額の工事を行った場合の領収金額は、「介護保険対象の負担割合に応じた額」と「介護保険対象外費用」を合計した金額を記載。

例:改修金額(税込)250,000円、支給限度額200,000円、負担割合1割の場合

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">領 収 証</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和●●年●●月●●日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">山口 はな 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">金 額 70,000 円 (税込)</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">但し 介護保険住宅改修費として(被保険者負担分)</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">全額:250,000 円</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 60%;"> <p style="margin: 0;">事業所(施工業者)所在地</p> <p style="margin: 0;">事業所(施工業者)名称</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">会社 印</div> </div> </div>
--

支給限度額は20万円のため、超過分の5万円は全額被保険者の負担となります。被保険者は1割(20,000円)と超過分(50,000円)を支払い、後日、市が9割(180,000円)を施工業者名義の口座に支給します。

但し書き
・介護保険住宅改修の工事費であることを明記。
・「受領委任払い」や「介護保険対象外費用がある」場合は、工事の全額を記載。
例)全額:〇〇〇〇〇円

収入印紙
・5万円以上の金額のときは、収入印紙を添付。
・消費税を加えると50,000円を超える場合の収入印紙は下記のとおり。
～金額欄の書き方～(本体価格49,000円の場合)

53,900円のみ	印紙必要
53,900円(税込み)	
53,900円(内消費税額4,900円)	印紙不要
53,900円(税抜き49,000円)	

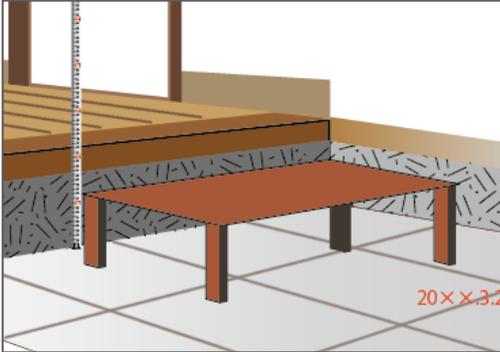
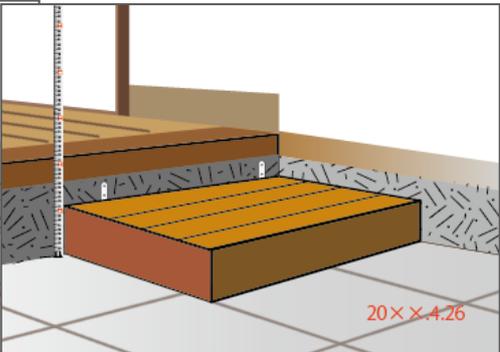
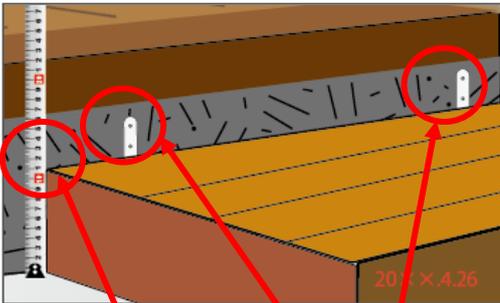
前金払い
・着工前に前金払い(着手金)が必要な工事の場合は、その旨が記載されている契約書等の写しと、着工前と完成後の領収証が必要。

*** 工事内訳書(事前申請時から変更がある場合のみ添付)**

<input type="checkbox"/> 書類名	「工事内訳書」と明記。
<input type="checkbox"/> 作成年月日	工事完成日以降を記入。

その他注意点はPO「③工事見積書(内訳書)」を参照

③ 撮影日が入った工事完了後の住宅改修箇所の写真

<input type="checkbox"/> 必要枚数	・改修前と改修後の全ての改修箇所が比較できる枚数(様式は任意)
<input type="checkbox"/> 撮り方	・改修前の写真と同じアングルで撮影。 ・全ての写真の枠内に日付が入っている。日付入り機能が付いたカメラがない場合は、ボード等に日付を記入の上、撮影。 ※手書きやパソコン等で後から挿入された写真は認められない。
<input type="checkbox"/> 工事ごとの 注意点	<p>段差の解消</p> <p>・段差解消工事は凸部が解消したことが確認できる写真を、改修前の写真と同じ方向から撮影し、メジャー等を使用し、段差がないことを明確にする(目盛りが読めない場合は近接写真を撮影する)。</p> <p>・段差解消工事のうちスロープ設置工事は、段差が解消されたことがわかるよう、始点と終点の近接写真を撮影する(この場合、メジャーをあてた写真は不要)。</p> <p style="text-align: center;"><改修前> <改修後></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 100px;"> <p>目盛りが読めない場合は近接 写真も撮影する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>固定方法がわかる写真も 別途必要</p> </div> </div>

上記内容は、一般的な確認項目であるため、市への提出前のセルフチェック等に適宜ご活用ください。ただし、一般的な事例を想定したものであるため、この他の確認や追加書類等が必要な場合もあります。予めご了承ください。

※住宅改修費支給に関する消滅時効期間について

領収日の翌日から起算し、2年で時効となりますので、工事完了後、速やかに支給申請をしてください。

10 住宅改修事前申請時のリハビリテーション専門職との訪問点検について

事前申請時に書類だけでは改修の効果が具体的に確認できないケースや、リハビリテーション専門職(以下専門職という。)から助言を行うことでより本人の自立につながると考えられるケースについて、専門職と共に訪問点検を行っています。

利用者の状態像等に対応した適切な改修内容になっているか、利用者のQOLの向上を目指したものであるか、専門職が現地に伺い、利用者の身体状況や家屋状況など、お話を伺いながら、施工業者の方と共に、住宅改修の提案から日常生活上の困りごとなどの相談まで、専門職の視点から自立支援に向けた助言を行っています。

1. 対象となるケース 書類だけでは改修の効果が具体的に確認できないケースや、専門職から助言を行うことで、より本人の自立につながると考えられるケース
2. 訪問日の調整 事前申請の確認連絡先に連絡いたしますので、利用者や施工業者との日程調整をお願いします。
3. 訪問点検時の出席者 利用者本人及び家族、施工業者、理由書作成者など
4. 点検後のモニタリング 訪問点検から3ヶ月後を目途に、住宅改修及び訪問点検の効果などを確認するためモニタリングを実施します。
理由書作成者に、改修目的や期待した効果に対する達成状況について、アンケートの御協力をお願いしております。

※ 訪問点検の対象となる場合、承認通知を送付するまでお時間がかかります。
着工予定日が変更になることがございますので、あらかじめご了承ください。



11 住宅改修 Q&A

Q1 住宅の新築は住宅改修が認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は支給対象になるか？

A1 竣工日以降に手すりを設置する場合は、住宅改修の支給対象となります。

Q2 新築や増築の住宅改修や老朽化や器具の故障による住宅改修は対象となるか？

A2 住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

Q3 賃貸アパートの廊下や分譲マンションの廊下などの共用部分は、住宅改修の支給対象となるか？

A3 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は、当該高齢者の専用部分の居室内に限られますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば住宅の所有者、マンションの場合はマンションの管理規定や他の区分所有者の同意や承諾を得て住宅改修を行うことは可能です。

Q4 家族が住宅改修工事を行う場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか？

A4 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等が施工する場合は、材料の購入費のみが住宅改修費の支給対象となります。工賃については、支給対象外となります。

Q5 利用者が施工業者から利用者負担分の代金又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取り扱いはどうなるのか？

A5 住宅改修の代金について割引があった場合は、当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなります。施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合も同様です。

Q6 在宅の要介護高齢者が着工時点においては存命であったが、完了目前に死亡した場合の住宅改修費の請求は可能か？

A6 住宅改修中に要介護高齢者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分について、支給対象として申請できます。

Q7 在宅の要介護者が住宅改修の着工をし、着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合には、住宅改修費の取り扱いはどうなるのか？

A7 要介護者が入院するまでに工事が完了した部分が支給対象となります。

Q8 有料老人ホームや軽費老人ホーム、高齢者グループホームの住宅改修を行うことは可能か？

A8 有料老人ホーム等については、本来高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていません。しかし、身体状況に応じ、個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象となります。ただし、対象となるのは、居室等の専用部分のみで、共用部分は対象となりません。

Q9 同一住宅に2人(夫婦)の要介護者にかかる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないとされているが、トイレの改修工事において、便器の取替え(和式から洋式)は妻(要介護1)、その床段差の解消と手すりの取り付けについては夫(要支援2)というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か？

A9 同一住宅に複数の要介護者がいる場合の取り扱いは、
①要介護者ごとに支給申請を行い、要介護者ごとに限度額管理が行われます。
②同時に複数の要介護者にかかる住宅改修が行われた場合は、各要介護者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請する必要があります。
ご質問のように工事が重複しない場合には住宅改修の対象となります。

12 住宅改修援助事業について

居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていない要介護者及び要支援者に対して、上記の有資格者が理由書を作成する場合、助成制度があります。

1. 支給要件 (1)(2)いずれにも該当すること

- (1)住宅改修理由書を作成した同月に、担当ケアマネジャー等による居宅サービス計画及び居宅支援サービス計画、介護予防ケアマネジメント計画などが作成されていないこと。
- (2)要介護等被保険者からの依頼に基づき、介護支援専門員やその他の住宅改修理由書作成の資格を持つ者が住宅改修費の支給申請時に「理由書」を作成した場合。
ただし、以下の場合を除きます。
 - ・理由書の作成者が、当該住宅改修の施工請負会社に属している場合
 - ・要介護認定の結果が非該当になった場合

2. 助成額 1件につき 2,000 円(税込)

3. 申請方法

当該住宅改修の完成後に、「住宅改修援助事業支給申請書(様式第 1 号)」を介護保険課へ提出します。

4. 申請後の流れ

支給要件と住宅改修費の支給実績を確認したうえで、助成を決定し、支給決定通知書を発送します。その際に請求書を同封しますので、介護保険課へ提出してください。後日、指定の口座へ振り込みます。

13 様式について

山口市ウェブサイトからダウンロードできます。



<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/korei/3947.html>

こちらからもアクセスできます。

QR コード



山口市ウェブサイトトップページ [住宅改修]で検索

検索コーナー × 検索

